

## 船舶事故調査報告書

令和元年9月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年7月27日 13時00分ごろ～13時25分ごろの間）
発生場所	不明（大岬灯台北方沖～島根県大田市静間川河口の砂浜）
事故の概要	漁船善丸は、航行中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年9月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 善丸、2.6トン SN3-16636（漁船登録番号）、個人所有 8.93m (Lr) × 2.27m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和60年5月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月7日 免許証交付日 平成26年8月1日 (令和元年12月9日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 北西流 約0.7ノット (kn)、水温 約27℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、あまだい延縄漁を行う目的で、大田市和江漁港の係留場所を出港した。 船長の家族は、平成30年7月27日09時15分ごろ船長からの電話で、島根県江津市大島北方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）で操業してあまだいが幾らか獲れている旨を話した。 船長の家族は、12時52分ごろ、船長からの電話で、約30分後に和江漁港に帰港するので、水揚げの準備をしてほしい旨の連絡を受けた。 本船は、船長が、13時00ごろ、大田市五十猛漁港南西方沖で操

	<p>業していた知人の漁船の北方沖を挨拶しながら通過し、大岬灯台北方沖で右転するところを目撃された。</p> <p>本船は、13時25分ごろ静間川河口の砂浜に乗り上がり、左舷船尾の排気口から黒煙が上がったところを釣り人に目撃された。</p> <p>釣り人は、静間川河口の砂浜に本船が乗り上げた旨を、大田警察署に通報した。</p> <p>大田警察署は、船舶火災事故の発生として、大田市消防本部及び浜田海上保安部に連絡した。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）の職員は、大田市消防本部より、本船の火災事故が発生したとの連絡を受け、船長の家族及び所属漁協の組合員に連絡した。</p> <p>船長の家族は、先に本船に乗り込んで機関を停止させた所属漁協の組合員1人から、本船に船長がいないと聞き、来援した警察及び消防隊に船長が行方不明であることを伝えた。</p> <p>13時30分ごろ、海上保安庁のヘリコプター、巡視船及び所属漁協の漁船等により、船長の捜索が開始されたが、28日12時00分ごろ台風12号の接近に伴って中止され、29日07時00分ごろ再開された。</p> <p>船長は、12時05分ごろJR五十猛駅の北西方約100mの野田川内（大田市五十猛川河口から約300m川上）で漂着遺体が発見され、その後、溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生場所概略図（拡大） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、他船と衝突したような痕跡等は認められなかった。</p> <p>船長は、持病等はなく、健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、発見されたとき、長袖の黒色アンダーシャツ、緑色のアンダーボトム及び靴下を着用していた。</p> <p>船長の家族は、これまで幾度も船長と共に本船に乗り、本件漁場であまだい延縄漁を行った経験があった。</p> <p>船長の家族は、ふだん、船長が、本件漁場から和江漁港に帰港する際、いつも約12knの速力（対地速力、以下同じ。）で同じ経路を航行していたので、本事故当時、本船が、大岬灯台北方沖を右転した後、ふだんどおりの経路で、大田市西方の海岸沿いを和江漁港に向けて北東進していたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、本件漁場から和江漁港に帰港中、陸岸から離れた場所を航行する際、操縦場所上部の天窓にクッションを敷き、屋根の上に座って操縦に当たり、大田市西方の海岸沿いを和江漁港に向かって北東進中、五十猛町湊地区北方沖で屋根から操縦場所に降りてクッションを外し、操縦に当たっていた。</p> <p>本船は、発見されたとき、閉じた天窓と屋根との間にクッションが</p>

挟まっており、操縦場所の左舷後部に置かれたあまだい延縄漁に使用するおもり 錘が入ったカゴ（40cm 四方、重さ約10～15kg）の中に、左足のサンダルが入っていた。

本船は、発見されたとき、舵が中央、クラッチレバーが前進、スロットルレバーが約12knの速力で航行するときの位置となっていて、船長の救命胴衣がキャビン内に、また、携帯電話が舵輪の前方に置いてあり、後部甲板上に帽子が落ちていた。（写真1参照）

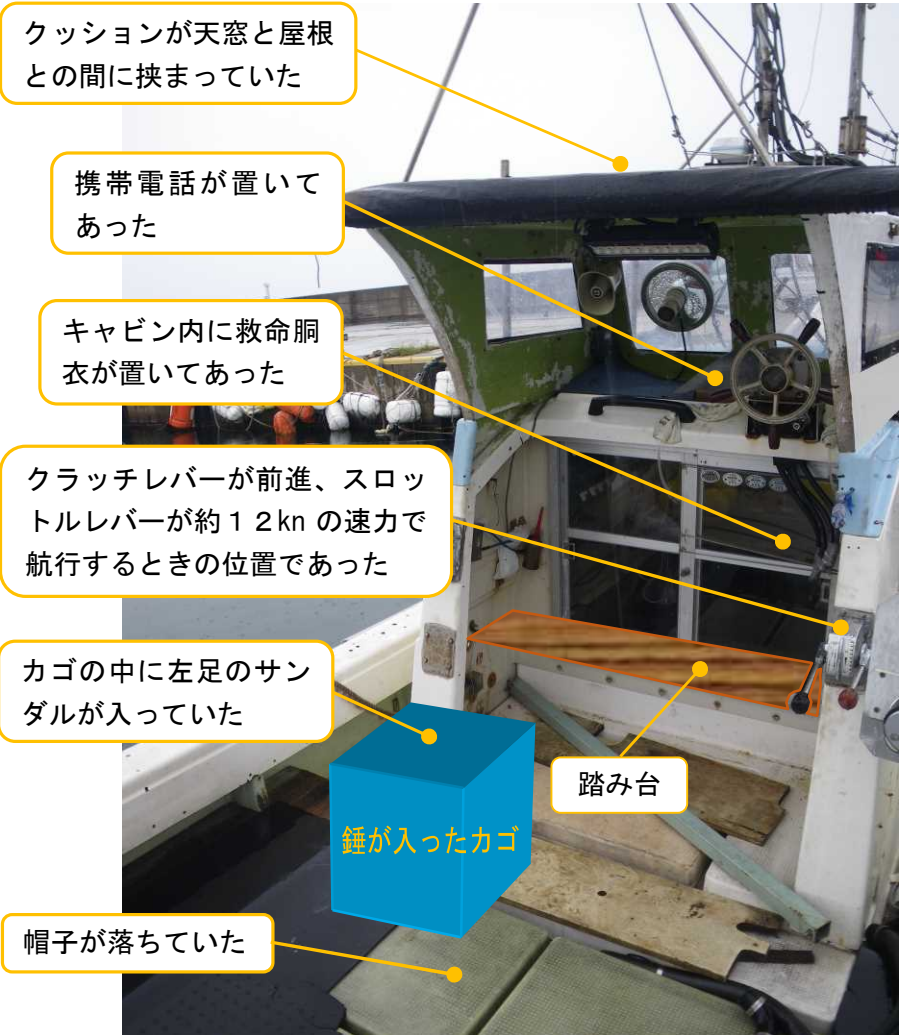


写真1 本船の操縦場所の状況

**分析**

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

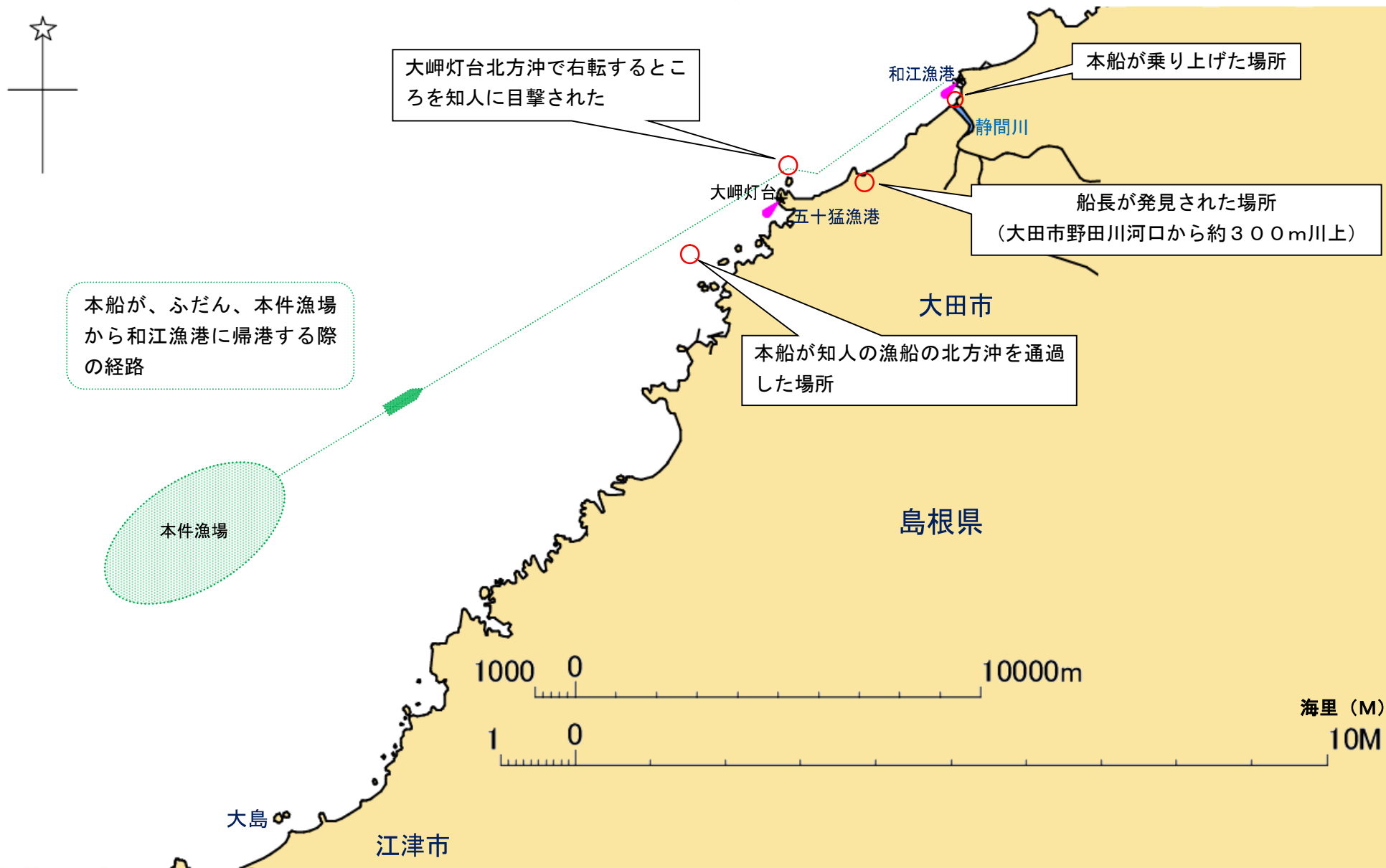
不明  
不明  
不明

船長は、溺死した。

本船は、船長が1人で乗り組んで和江漁港を出港し、27日13時00分ごろ操業していた知人と挨拶を交わし、大岬灯台北方沖を右転するところを目撃された後、13時25分ごろ静間川の河口で無人の状態で見つめられたことから、この間において、船長が落水したものと推定される。

	船長は、落水して溺死したものと推定されるが、それらの状況を明らかにすることはできなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、大岬灯台北方沖を右転するところを目撃された後、船長が落水して溺死したことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗船中、救命胴衣の常時着用を徹底すること。</li> <li>・防水措置を施した携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生場所概略図（拡大）

